

令和6年度 第2回ひたちなか市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時	令和6年11月14日(木) 14:00~15:05
開催場所	子育て支援・多世代交流施設ふぁみりこらぼ304研修室
出席者	<p>【委員】</p> <p>ひたちなか市PTA連絡協議会 子育てネットワーク委員会副会長 磯崎 千晶 ひたちなか市商工会義所 副会頭 川嶋 広行 社会福祉法人潮福社会金上保育園主任保育士 萩谷 紀子 学校法人永山学園勝田第一幼稚園主任教諭 鬼澤 博子 学校法人清水学院明成幼稚園園長 高橋 義博 ひたちなか市教育研究会副会長 ひたちなか市立勝倉小学校校長 塚本 清恵 NPO 法人ただいま代表理事 増田 直 学識経験者(茨城女子短期大学) 森井 榮治 ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会副会長 湊第1地区民生委員児童委員協議会会長 塚本 英美 ひたちなか市自治会連合会副会長 橋本 正彦 ひたちなか市社会福祉協議会副会長 小林 恵理子</p> <p>【事務局】</p> <p>子ども部 部長 鈴木 秀文 子ども部福祉事務所 子ども政策課 課長 永井 晶子 課長補佐 川上 和之 主任 榎戸 うい 主任 堀川 洋幸 子ども部福祉事務所 子ども未来課 課長 友部 修平 技佐 高崎 知美 課長補佐 寺山 幸宏 主幹 石川 智史 子ども部福祉事務所 幼児保育課 課長 一木 宙 課長補佐 金子 敬志 教育委員会事務局 指導課 課長補佐 加藤 理 教育委員会事務局 青少年課 課長 植野 健一</p>
会議次第及び会議の公開又は非公開の別	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) ひたちなか市こども計画(案)の修正について</p> <p>(2) ひたちなか市こども計画策定に係る答申について</p> <p>(3) その他必要な事項について</p> <p>3 閉会</p>
傍聴者の数	0人

会議資料の名称	・令和6年度第2回ひたちなか市子ども・子育て審議会次第 ・ひたちなか市子ども計画（案） 前回からの修正点（資料1） ・ひたちなか市子ども計画策定に係る答申について（資料2）
会議録の作成方法	要約筆記
その他	

【審議内容】

1 開会

2 議事

(1) ひたちなか市子ども計画（案）の修正について

事務局より、修正点の概要を説明（資料1）。質疑なし。

(2) ひたちなか市子ども計画策定に係る答申について

事務局から答申に付す意見の例として提示された「こどもの貧困対策の推進について」（資料2）をテーマとし、各委員から挙げた意見および質疑応答の主な内容は次のとおり。

【委員】 「こどもの貧困」の定義とは何か。

【事務局】 「貧困」というと、ご飯が食べられない、ひもじい思いをしているといったようなことをイメージされると思うが、「こどもの貧困」とは地域の中の水準と比較して大多数よりも貧しい状態を指す「相対的貧困」と言われるものであり、食事の面で言うと一日の栄養は学校給食で補い、夕飯は質素あるいは食べないといった状況、学習塾やスポーツをやるにしても経済的な理由から諦めざるを得ない。そういった状況が「相対的貧困」と定義されている。なお、市内においてどのくらいの数のこどもが貧困状態にあるかという実情を把握することは難しいが、全国的な調査で見ると9人に1人が「貧困」の状態にあるという調査結果が出ている。

【委員】 どうしても貧困は連鎖すると言われている。経済的な理由でやりたいことを諦めざるを得なかったこどもが大人になったときに、そのこどもも同じような状況に陥るといったことをよく耳にする。こどもを養育していくうえで親の収入は重要であり、その収入が少なければ各種支援を受けられる状況にあると思うが、そういった支援がこどものために還元されていないという状況にも問題がある。そのため、「こどもの貧困対策について」となると、親の収入を確保していかないとこどものために反映されていかない結果になると感じている。また、9人に1人と言われる貧困の状態にあるこどもと実際に接する機会は少なく、学校や教育委員会などの関係機関から何か情報を得たとしても家庭の中まで足を踏み入れる対応は正直難しい。市内には放課後に学校の空き教室を利用し、塾に行けないこどもの学習を支援したり、居場所としての役割を兼ね備えた「ひたちなか未来塾」などがあるが、そういった活動が一般的になっているとは言えない。放課後の居場所づくりについては、民間団体協力のもと活動を推進していてもなかなか定着していかない点やなり手不足といった点も問題としてある。そういった問題に対して、市もさまざまな取り組みを

打ち出しているが、実情として回っていないのではないかという思いがある。

【委員】 こども食堂に関して、72頁に「こども食堂の普及啓発」が重点事業として記載されているが、既存のこども食堂に対する支援についても拡充を図ってほしい。現在実施しているこども食堂においても、「貧困」に該当するような方が利用している状況はあり、当然経済的に困っている家庭も対象としている状況にある。なお、食事の提供の外、いじめや不登校、ヤングケアラーといった問題を踏まえた対応として、学習支援事業についても今後始める予定でいるが、実施するにあたってはスタッフへの謝金の支払いや社会的経験の不足など課題もある状況。また、利用者に校外学習などの経験をさせてあげようと思っても経済的に困難を抱える家庭は参加することが難しくなる。「経験」という点だけでみればお金をかけない対応についても考える努力をしなければならないわけだが、その点に関して多少なりとも支援をしてもらえると「貧困」に該当するような家庭に対しても充実した支援の提供ができると考えている。

【委員】 こども食堂を既に実施しているまたはこれから実施する場合において、手続きを含めて何か決まり事はあるか。10年程前に商工会議所が中心となり立ち上げられた法人会社では、コロナ禍を契機にこども食堂を何度か実施した経過があり、市内の飲食店でもこども食堂を実施しているところがあるが、そういった活動を支援してくれる団体はあまりない状況にあると感じている。農業協同組合などが食材を協賛してくれる流れがあることも聞いたことがあることから、こども食堂を実施するにあたってのルールや決まりごとがあるのか伺いたい。

【事務局】 こども食堂については、現在運営されている方々や有志の方々の厚意に頼っている現状にある。そういった方々に対する支援に関しては、国や民間団体の基金から補助金や交付金を受けるといった金銭的な支援となるが、申請が通ることが前提として必要であり、金額にも上限がある。また、物資的な面であれば、農林水産省が備蓄米の無償交付などを行っている状況にある。

【事務局】 その他、「放課後のみんなのたまり場」といったこどもの居場所事業においては、食事や食材を提供しているところがある。いばらきコープとも協定を結んでいる外、農家からお米などの食材の提供を受ける活動がなされている状況。申し出があった際は、そういった支援団体や支援者の利用を勧めているなど、こども食堂としての活動が上手く回るようサポートしていきたいと考えている。なお、こども食堂を運営していくにあたって、明確な決まり事等は基本ない状況にある。

【委員】 こども食堂を支援しようと思ったことがあるが、お米は袋に入っていないといけない、賞味期限も3か月以上でないといけないといったルールがあった。また、実際には食材よりも金銭的な援助を望まれることも多く、食材の購入費以上に運営費が足りないという実情があるように感じている。

【委員】 こども食堂に行くということに対して、恥ずかしいという感情を持つ親やこどもは実際にいるのではないか。

【委員】 こども食堂が認知され、世間的に広がっていったのは数年前からの状況であり、当団体もある程度事業として周知されてきた中で開始した経過にある。そのうえで、

こども食堂に行くことに対して恥ずかしいと感じる方もいるということは念頭に置いており、炊き出しというよりは地域食堂という形で、誰が参加しても良いというスタンスで当初から実施してきた。確かに一から始めるとなると費用もかかってくるが、実施するうえでの母体となる拠点があれば、運営費もそこまで発生せず、食材の提供があれば活動していけると考えている。

【委員】 「9人に1人が貧困状態にある」という点については、教育現場の意見としても当てはまる状況にあると感じている。コロナ禍を契機にほとんどの学校が家庭訪問を行っていない現状にあり、現在はポスティング形式で家の場所だけを確認する対応となっている。これまでの家庭訪問は、実際に家の中に入っただけの対応となっていたため、家庭環境の把握がしやすく、状況の確認とその後の対応という点において非常に重要であったが、現状では家庭内の様子が見えづらくなってしまった。家庭内の状況を把握することで虐待やヤングケアラーの発見につながっていく案件もあることから、ポスティングを実施する際には家の外観の様子を見てくるよう指導している外、こどもがいつも同じ服を着ている、服が汚れているなど細かいことではあるが、学校としてはそういった点をよく観察し、先生同士情報共有のうえ上手く保護者と対応している状況。また、保護者の経済的負担という点においても、さまざまな支払いについて平均を超えないよう検討を重ねているなど配慮している状況にある。

【委員】 貧困から虐待やヤングケアラーといった問題につながっていくという点に関連して、今、学校の中でこどもが荒れている、授業が成り立たないクラスがあるという状況を耳にしている。学校もなかなか家庭の中までは踏み込むことができなかつたり、家庭内に問題があったとしても保護者が介入を拒めば手出しができない状況となってしまうことから、こどもを見守る「地域の目」といった仕組みができていくと良いと感じている。また、民生委員の中では当番制で学校に顔を出すような対応についても話が出ており、そういった対応がこどもたちの落ち着きや抑止力につながればと考えている。

【委員】 服装の乱れや毎日同じ服を着ているこどもは実際に見受けられる状況。先生同士で情報共有したうえで、事あるごとに保護者へ伝える努力をしているが、問題意識が低い保護者も多い。相談窓口に行き着くまでが大変というのが実感としてあり、対応に苦慮している。

【会長】 そういった意識啓発に関しての手立ては何かあるか。

【事務局】 家庭内の状況把握や意識の部分については、個々人の価値観の変化や地域コミュニティの低下など様々な問題が複合的に絡み合っていることから非常に難しい課題であると認識している。そのため、既存の支援の枠組みでは支援が届きにくいといったジレンマは抱えている。その点を解消するためには困難を抱える子どもや家庭が声を上げやすい社会環境を構築していくことが必要と考えている。また、声を上げると言っても本人自身に貧困に陥っているという自覚がないといった問題もあることから、地域の見守りの目が重要になってくるため、その点はしっかりと強化を図っていく。あらゆる居場所をつくっていく中で何か気づいたことがあれば窓口

相談する。そういった「顔が見える関係性」を子ども家庭センターが関係機関と築いていくことが重要。細かい事でも話しをしてもらい、問題があれば相談支援という形で介入していければと考えている。

【委員】 過去の実体験として、給食費を滞納していた家庭があり、その回収の日に学校へ来られない子どもがいたという事例があった。経済的な困窮を疑い自宅へ伺ったが、実際は貧困家庭なわけではなく、親が娯楽費にお金を投じていたという実情であった。親から教育していく必要があるケースは実際にあり、保護者自身に問題があるということをも自分ではわかっていないということに問題があると感じている。

【委員】 民間で開催される子育てセミナーなどに足を運ぶ親については問題ないが、そういった講習会などへの参加意識が低い親は問題を抱えやすい状況にあると考えられる。親が変わらなると子どもは変わらない。親と話す場や機会がないと家庭環境は変わらないと感じている。

【委員】 貧困家庭を含めて何か問題が見受けられれば、保護者に連絡を入れたり、直接対話をするなどの対応をするよう心掛けている。また、「顔が見える支援」という点においては、ケース会議を開いてもらうことで支援の幅や可能性が広がっており、継続して対応してもらうことで多少なりとも効果が出ていることを感じている。また、ケース会議を通して滞納となっている保育料や給食費の徴収システムを知る機会となったことから、目の前に支援が必要な子どもがいるのであれば、それぞれの立場から声を上げ、動いていくという気持ちが重要であると感じている。

【委員】 保育料や給食費が滞納となっている場合、保護者が受けている経済的な支援から滞納分を直接差し引くことができると伺ったが、滞納という状況が発生していれば全てのケースにおいて強制的に徴収することができるものなのか。

【事務局】 生活保護費や児童手当などの経済的な支援から直接滞納分を差し引く手続きにあたっては、保護者からの申し出が必要であり、保護者の同意があれば手続きができる状況にある。

【会長】 保護者に支給している児童手当などの経済的支援が、きちんと子どもに還元されていない場合、強制的に支給を打ち切るといった対応はできるものなのか。

【事務局】 児童手当の趣旨にそぐわない形とはなるが、支給要件を満たしている状況であれば、強制的に支給を打ち切るといった対応はできない。

【会長】 今回出た意見を踏まえて、答申案を検討する。次回の審議会に提示する答申の内容については、会長と事務局に委ねるということでよいか。

【各委員】 了解。

(3) その他必要な事項について

事務局より、今後のスケジュールについて説明。質疑なし。

3 閉会